

一般社団法人 能登復興建築人会議 定款

一般社団法人能登復興建築人会議 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人能登復興建築人会議と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、令和6年能登半島地震での石川県被災地を対象とし、石川県内の建築設計関係者を中心に、国内外の建築経験者の知見も集約しながら、復興に向けての建築や街並みへの提案、技術的支援及び助言を行うことを目的として次の事業を行う。

- (1) 応急仮設住宅の建設計画に関する支援、アドバイス
- (2) 公的賃貸住宅等及び公共公益施設の整備についての地域住宅計画に関する支援、アドバイス
- (3) 被災建築物の補修に係る計画に関する支援、アドバイス
- (4) 復興まちづくりについての計画に関する支援、アドバイス
- (5) 建築に係る文化財の評価に関する支援、アドバイス
- (6) 地元自治体との連携推進
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員)

第6条 当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した者。
- (2) 賛助会員は、当法人の事業を賛助する個人又は組織。
- (3) サポート会員は、この法人の目的に賛同し、活動をサポートする者。

2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(会員名簿)

第8条 当法人は会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会費に関する通知は又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(経費の負担)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

(1) 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(2) 死亡

(3) 除名

2 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(招集)

第12条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故又は支障があるときは、副会長がこれを招集する。

3 総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第13条 総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故又は支障があるときは、副会長が

これに代わるものとする。

(決議の方法)

第 15 条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。また、決議に当たっては、当該議決について特別の利害関係を有する正会員を除いたうえで行う。

(書面表決等)

第 16 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議決事項)

第 17 条 総会は、次の事項について決議する

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事会において総会に付議した事項
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印し、10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 役員

(役員の設定)

第 19 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
 - (2) 監事 1 名以上
- 2 理事のうち、1 名を会長、5 名以内を副会長とし、1 名を専務理事、1 名を事務局長とする。
- 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。

(選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって各々選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会において選定する。
- 3 専務理事及び事務局長は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(職務)

第 21 条 会長は、当法人を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の定めるところにより会務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の業務執行の決定に参加する。
- 5 監事は、法人法第 99 条から第 102 条に定める職務を行う。

(任期)

第 22 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第 5 章 理事会

(構成)

第 23 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集)

第 24 条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 会長に事故又は支障があるときは、副会長がこれを招集する

(招集手続の省略)

第 25 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 26 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故又は支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 27 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議にあたっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行う。

(理事会の決議の省略)

第 28 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(権限)

第 29 条 理事会は定款に定めるもののほか、次の職務をおこなう。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長の選定及び解職

(職務の執行状況の報告)

第 30 条 会長及び副会長は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名又は記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(計算書類等の定時総会への提出等)

第 33 条 会長は、毎事業年度、法人法第 124 条第 1 項の監査を受け、かつ同条第 3 項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時総会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第 34 条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時総会の日から 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 35 条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 36 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
水野一郎	石川県金沢市寺地一丁目 26 番 18 号
浦 淳	石川県金沢市油車 5 番地 3

(法令の準拠)

第 37 条 この定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人能登復興建築人会議設立のため、設立時社員水野一郎ほか 1 名の定款作成代理人である司法書士氷見勇人は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 6 年 11 月 19 日

設立時社員 水野一郎

設立時社員 浦 淳

上記設立時社員 2 名の定款作成代理人

石川県金沢市入江 2 丁目 54 番地 中村ビル 4 階

司法書士 氷 見 勇 人